

公益社団法人日本地震工学会 役員の報酬・退職金に関する規程

2012年12月7日制定

(目的)

第1条 この規程は、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 この法人の役員（理事および監事）は在任中報酬を受けず、退職時において退職金は支給されない。

2 理事が事務局長を兼務する場合は、事務局長としての業務に対する給料手当、ならびに事務局長を退職する時には退職金を受けることができる。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃・変更は、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。